

檢証機器管理規程

(V16)

【一般社団法人 IIOT 檢証機器管理規定】

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
V07	2015年3月18日	1) 別表2、特別会員及びA会員向けツールの利用チケットが同一であったのを、A会員向け利用チケットを新たに設定 2) 別表3を追加。従来の別表3を別表4に変更
V08	2015年3月23日	1) 別表5を新設し規定文中の割増／割引を別表5に移動 2) 第1条に事業会員による貸出はB会員に準じることを追記
V09	2015年3月25日	1) 別表1、会費の追加納付単位を最小口数相当(10万円)に変更 2) 別表4、例外行為に対する措置の条件及び対応方法を撤廃
V10	2015年9月10日	1) 自然災害時の対応を第3条及び第3条及び第10条に追加 2) スマホのプリチェックを設け、利用期間に含めないことを第3条に追加 3) B会員による基盤利用には、1口以上の会費の前納が必要なことを第3条に追加等 4) 別表3、検証機材カテゴリーの更新 (xxx_F : ゼロチケット追加等)
V11	2015年12月11日	第3条 12項 宅配便利用した貸出の割増を10%に設定
V12	2016年3月10日	別表2 H28年4月以降の機材利用チケットの改定
V13	2016年6月6日	第3条 3項 情報家電の貸出単位を1日単位から1か月単位に変更 IIOT非営業日の機器利用がチケット利用の対象になることを規定
V14	2017年4月21日	チケット額の変更 (有効月: 2017年5月以降) 1) PCの月額チケット額を、200チケット減額 (対象: 特別会員及び正会員) 2) 車載機器とオシロスコープにチケット額を日単位から週単位に変更 3) ゼロチケットを廃止し、週単位のチケット額を設定 (特別: 100、A: 120、B: 140)
V15	2017年11月19日	1) 準会員への検証機材貸出を可能とすることを第1条に追加 2) 別表2と別表3を、貸出期間毎に別表2～別表4に分離
V16	2018年5月24日	第3条 11項 地域未来投資事業で保有したソフトウェア検証ツールの利用規定を追加

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 IIOT（以下「当法人」という。）が管理・保有する検証機器に対し、特別会員、A会員、B会員、事業会員及び準会員（以下「会員」という。）に付与される基盤利用権（会員規程第6条）に関する必要事項を定めるものである。特例として、非会員からのシールドーム利用申請に対しては、運営委員会で貸与の可否を判断する。

(予約)

第2条 会員は、当法人に対して、検証に必要な適切な期間を予約期間あるいは貸出期間として、IIOTの貸出管理システムから検証機器の貸出を申し込むことができる。

- 2 貸出希望日から遡った予約可能な開始日は、別表1の会員種別に従う
3. 当法人は、当法人が購入し、また購入予定の検証機器の台数の範囲内で、会員からの予約を調整する。調整の結果、検証機器の短期譲渡が可能となった場合、譲渡する会員企業へ、相当額のチケットが返却される。
- 4 一旦予約された検証機器のキャンセルまたは変更に関する措置は、別表5に定める運用とする。

(貸出)

第3条 検証機器の貸出先は、日本国内に限定し、海外への検証機器の持ち出しは禁止する。貸出と返却はIT津梁パークでの手渡しを原則とする。

- 2 検証機器の貸出及び返却業務は、平日の午前10時00分から午後5時00分までとし、土日祝日及び当法人の指定する休業日には行わない。
- 3 検証機器の貸出期間は、最小単位を1日とし、貸出日から返却日までの営業日数から1日を減じた日数を貸出期間とする（例；同日返却：1日、翌日返却：1日、2泊3日返却：2日）。但し、IIOTの非営業日に検証機器を利用する場合、事前にIIOT機材管理者へ申告しチケット利用の対象期間として取り扱う。尚、急遽休日利用となった場合は事後申告も可とする。別表2に、機材一覧とチケット額を記す。
- 4 貸出期間が1週間単位の機材一覧とチケット額を別表3に、1か月単位の機材一覧とチケット額を別表4に記す。
- 5 自然災害等で公共交通機関が不通になり業務終了となった場合は、貸出業務を停止し、該当日に貸出した機材についてはチケットを消費しないものとする。また、借用中に自然災害等で業務が出来ない日等があった場合はチケットを消費しないものとする。
- 6 会員が、借用予定のスマホが検証目的に合致するかどうかIIOT機材管理室で確認する時間（目安：台当たり30分以内）は、利用期間に含めないものとする。
- 7 検証機器の利用チケットは、初回納付の会費から“IIOT共通基本正会員”を減じた分を利用チケットとする。
- 8 会員が検証機器を利用する場合、別表2～別表4の検証機器毎の利用チケットに貸出期間を乗じたチケットが、項7の利用チケットから減じられる。
- 9 特別会員及び正会員は、当法人から月次で発行される残チケット通知から会費の追加納付の必要性を判断するものとする。
- 10 B会員が検証基盤を利用する場合は、2口分の“IIOT共通基本正会員権利”以外に1口以上の会費を前納することにより基盤利用権が付与される。また、会費の総口数が10口に達すると会員種別はA会員

に切り替わる。

- 11 準会員が検証基盤を利用する場合は、1口以上の会費を前納することにより基盤利用権が付与される。但し、地域未来投資事業で購入したソフトウェアツールについてはこの限りでなく、短期会費月額1万円を納めることにより、1か月単位でソフトウェアツールを利用することができる。返却日の1週間前の時点で他企業の予約が入っていない場合は、翌月の利用が可能とする。
- 12 初回会費を納付後、会費の追加納付が必要となった場合の納額単位は別表1.に従う。
- 13 宅配便を利用する貸出については、別表6の割増が適用される。
- 14 年度末の残チケットは、次年度への繰越しや会員への返却は行わず、当法人の事業費として執行される。
- 15 100口を超える分は、別表5の割引率が適用される。

(購入要請)

第4条 新検証機器の購入は、運営委員会での協議にて購入機材を決定する。

(会員の責任)

- 第5条 会員は、貸出された検証機器を第三者に譲渡し、転貸しまたは改造してはならない。
- 2 会員は、貸出された検証機器を善良な管理者の注意をもって使用・保管し、これに要する費用及び消耗品費用は会員の負担とする。
- 3 会員は検証機器を返却する際、貸出時の初期状態に戻して返却するものとする。

(検証機器故障・修理・紛失)

- 第6条 検証機器の利用期間中、会員の責によらない事由により生じた原因で検証機器が正常に動作しない場合、当法人は速やかに代替機の交換に応じるものとする。その際、1台のみ保有する検証機器が故障した場合には、代替の利く検証機器であれば代替機器で対応し、代替の利かない検証機器であれば、修理した後に、検証機器を提供することとする。ただし、新規購入及び修理のいずれも不可能な検証機器に対しては、当法人は責任を負わない。
- 2 会員の責めに帰すおき事由により検証機器が故障・毀損または紛失した場合、会員はその検証機器の修理または、新規購入に要する費用を賠償しなければならない。

(通信回線)

- 第7条 当法人は、会員が借り受けた検証機器の通常の検証作業に要する通信回線の基本料を負担する。
- 2 会員が借り受けた検証機器を使用して、通話、課金対象コンテンツの購入や有料アプリケーションのダウンロード等を行った場合、当法人は要した費用を会員へ請求する。

(パスワード)

- 第8条 当法人及び会員は、不必要的パスワードを設定してはならない。
- 2 パスワード設定を求められる検証機器または内蔵コンテンツのパスワードの設定管理は当法人が行い、会員は行ってはならない。

(OS を含むソフトウェアのバージョンアップ)

- 第9条 会員は、当法人の許可なく検証機器の OS を含むソフトウェアのバージョンアップを行ってはならない。
- 2 前項にかかわらず、OS を含むソフトウェアのバージョンアップがなされ、且つ元のバージョンへのダウングレードが不可能な場合、バージョンアップを行なった会員は貸出時と同じ状態の機器を代替機器として当法人に提供しなければならない。
 - 3 OS を含むソフトウェアのバージョンアップが必要な場合は、当法人の許可を得たのちに実施しなければならない。
 - 4 当法人は原則スマートデバイス発売時点の OS バージョンを確保する。但し、修理返却等で発売時点の OS バージョンが確保できなくなった場合はその限りでない。

(返却)

第10条 返却期間を過ぎても検証機器が返却されない場合の措置は、別表5に従う。

- 2 貸出された検証機器に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合は、そのデータを消去して返却するものとする。特にパソコンは、内蔵ディスクに保存されているリカバリー領域を用いて、パソコンを初期化して貸出時の状態に戻して返却するものとする。
- 3 消去されることなく残った情報に起因して会員その他第三者に生じた損害について、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 4 自然災害等で業務終了となった際は原則として閉館となる為、返却が該当日にあたる場合はチケットを消費しないものとする。翌日に予約が入っている場合は翌営業日の9時半迄に返却するものとする。

(貸出履歴)

第11条 当法人は会員の貸出履歴について、当該会員の求めがあった場合に当該会員の情報のみを開示し、他の会員の情報を開示してはならない。

(施行)

第12条 本規程は、理事会の決議を経て、2015年（平成27年）4月1日から1か月間の試行に用いる。試行上の課題及び改定の必要性を運営委員会ワーキンググループで協議し、運営委員会の決議を経て本施行とする。

(改廃)

第13条 本規程は半年ごとに見直す。改廃は、理事会/（運営委員会）の決議による。

別表1 会員種別

会員種別	年会費 (百万円)	検証機材 予約可能時期	会費の追加納付単位 (百万円)
特別会員	5	3週間前	0.1
A会員	1	2週間前	0.1
B会員	0.2	1週間前	0.1

別表2 1日当たりの機材一覧とチケット

日単位機材一覧

モバイル機器	ルーター:日
スマートフォン	無線LANルータ
タブレット	
フィーチャーフォン	シールドルーム(※) (シールドテント) (シールドマッシュ)
モバイルWiFiルーター	

※ シールドルームは20,000円/日
で非会員にも開放

機材カテゴリー別チケット額					
会員種別	モバイル機器		ルーター:日	周辺機器	シールドルーム (シールドテント) (シールドマッシュ)
	新機種	旧機種			
特別会員	900	800	300	200	6,000 (600) (200)
A会員	1,400	1,200	400	300	8,000 (800) (300)
B会員	2,300	2,000	500	400	10,000 (1,000) (400)

周辺機器						
Bluetoothヘッドセット	ワイヤレスイヤホン	活動量計	外付けHDD	ゲーム機(ポータブル)	体重計	ウェアラブルカメラ
microSDXCメモリーカード	床暖房用遮張アダプタ	安定化電源器	録画用HDD	玩具	電話機	ゲートウェイ
SDXCメモリーカード	床暖房用HA端子延長エコット	スマートウォッチ	ネットワーク対応HDD	フォトフレーバー	体温計	コントルクス
WiFi内蔵SDカード	ワイヤレススピーカーシステム	計測器	無線HDMI送受信エコット	キーボード	血圧計	
SDHCメモリーカード	ポートブルスピーカー	計測エコット	ネットワークオーディオプレーヤー	プロジェクター	ランプ	
PLCアダプタ	ヘッドフォン	エネルギー計測エコット	ネットチューナー	プリンタ	コントローラー	
HEMSアダプタ	ポートブルオーディオプレーヤー	ポートブルHDD	ネットワークディアイフレーヤー-アシリケーションソフト	モバイル機器ガジェット品	冷蔵庫内カメラ	

別表3 1週間当たりの機材一覧とチケット額

週単位機材一覧

車載オシロスコープ	ルーター:週
カーナビ	無線LANルータ_F
オシロスコープ	無線LANアクセスポイント

機材カテゴリー別チケット額

会員種別	車載 オシロスコープ	ルーター:週	周辺機器
特別会員	1,000	100	100
A会員	1,200	120	120
B会員	1,800	140	140

周辺機器

ヘッドフォン_F	microSDメモリーカード	活動量計_F	USBハブ	マウス	歩数計
Bluetoothヘッドセット_F	microSDXCメモリーカード_F	玩具_F	USBシリアルケーブル	2WAYスピーカー	睡眠計
SDHCメモリーカード_F	microSDHCメモリーカード	体重計_F	MicroUSIMアダプタ-	マイク	ワイヤレスユニット
SDXCメモリーカード_F	SDカード	血圧計_F	HDMI変換アダプタ	カートリーダー	RS232Cケーブル
Eye-Fi内蔵SDカード	モバイル機器オプション品_F	USBメモリ	Bluetoothユニット	アンテナケーブル	その他周辺機器
Eye-Fi内蔵SDHCメモリーカード	ワイヤレススピーカーシステム_F	HDMIケーブル	スマートモバイルオーディオ	コネクタ	
WiFi内蔵SDカード_F	キーボード_F	AC電源変換アダプタ	メモリースティック	3Dカメラ	
FlashAir内蔵SDカード	コントローラー_F	延長USBケーブル	ミニューションカメラ	メディアプレーヤー	

別表4 1か月当たりの機材一覧とチケット額

月単位機材一覧

PC	ルーター:月	サーバ
デスクトップ	無線LANアダプタ	
ノート	無線LANローバル	
	有線ルータ	
	有線アダプタ	

機材カテゴリー別チケット額

会員種別	PC	ルーター:月	情報家電	サーバ
特別会員	3,300	300	1,000	6,000
A会員	3,800	400	1,200	6,500
B会員	4,800	500	1,400	7,000

情報家電

テレビ(40インチ未満)	ホームシアターシステム	ゲーム機(据置型)	冷蔵庫	温水洗浄便座	マルチメディアシステム
テレビ(40インチ以上)	ホームシアターオーディオシステム	デジタルハイビジョンチューナー	掃除機	エアコン	
BDレコーダ	AVアンプ	AVレシーバー	洗濯機	床暖房	
BDプレイヤー	ビデオカメラ	電子レンジ	洗濯乾燥機	会議用マイクスピーカー	
HDDレコーダ	デジタルカメラ	電子オーブンレンジ	空気清浄器	証明	

別表5 例外行為に対する措置

事由	発生日	対応方法
キャンセル	特に設けず	他会員に対する迷惑行為とならないよう、円滑な運用で対応する
日程変更	特に設けず	他会員に対する迷惑行為とならないよう、円滑な運用で対応する
返却遅延	返却予定日	①次の予約が入っていれば即刻返却いただく ②次の予約が入っていないければ当法人が会員の延期の意向を確認し延長として取り扱う

別表6 割増／割引

利用状況	別表2に対する割増／割引
宅配便を利用した貸出	10%割増
100口を超える利用	100口を超えた分に対し 20%割引